

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税に関する賦課徴収事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海田町は、地方税に関する賦課徴収事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税に関する賦課徴収事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による特殊個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、委託契約において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報が記載された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

広島県海田町長

公表日

令和3年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する賦課徴収事務
②事務の概要	<p>海田町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【事務の概要】 地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例等による地方税の賦課徴収事務。</p> <p>【主な内容】</p> <p>①個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納税義務者からの申告、届出、調査等による情報の管理業務 ②課税標準額、各種税額の計算・賦課業務 ③納税義務者からの減免等の申請による減免等の実施業務 ④税の収納・滞納を管理し、滞納整理のための督促状・催告書の発送等及び滞納処分に関する管理業務 ⑤課税、納税等に関する証明書発行管理業務 ⑥納税義務者の特定に必要な宛名に関する管理業務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、海田町は、上記の税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<p>1 住民税管理システム 2 固定資産税管理システム 3 軽自動車税管理システム 4 国民健康保険税管理システム 5 宛名管理システム 6 申告受付管理システム 7 地方税ポータルシステム 8 団体内統合宛名システム 9 中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
	<p>(1)住民税基本台帳ファイル(住民税管理システムDB) (2)固定資産税基本台帳ファイル(固定資産税管理システムDB) (3)軽自動車税基本台帳ファイル(軽自動車税管理システムDB) (4)国民健康保険税基本台帳ファイル(国民健康保険税管理システムDB) (5)申告情報管理ファイル(申告受付管理システムDB)</p>
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第10号</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3</p> <p>※別表第二の29、71、102、115の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>税務課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>税務課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>〒736-8601 広島県安芸郡海田町上市14番18号 海田町役場 総務部 税務課 電話:082-823-9204 ファックス:082-823-9627</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>〒736-8601 広島県安芸郡海田町上市14番18号 海田町役場 総務部 税務課 電話:082-823-9204 ファックス:082-823-9627</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 ④情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠(一部)	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	事後	誤記修正
平成31年4月1日	I 関連情報5 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	税務課長 近森 茂	税務課長	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更による
令和2年9月23日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	(1)住民税基本台帳ファイル(住民税管理システムDB) (2)固定資産税基本台帳ファイル(固定資産税管理システムDB) (3)軽自動車税基本台帳ファイル(軽自動車税管理システムDB) (4)国民健康保険税基本台帳ファイル(国民健康保険税管理システムDB) (5)税収滞納ファイル(収滞納管理システムDB) (6)申告情報管理ファイル(申告受付管理システムDB) (7)減免・軽減関係書ファイル(エクセル) (8)還付・充当関係書ファイル(エクセル)	(1)住民税基本台帳ファイル(住民税管理システムDB) (2)固定資産税基本台帳ファイル(固定資産税管理システムDB) (3)軽自動車税基本台帳ファイル(軽自動車税管理システムDB) (4)国民健康保険税基本台帳ファイル(国民健康保険税管理システムDB) (5)税収滞納ファイル(収滞納管理システムDB) (6)申告情報管理ファイル(申告受付管理システムDB)	事後	修正
令和2年9月23日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠(一部)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条の3、第24条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の29、71、115の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 ※別表第二の23の項に対応する別表第二省令第16条、別表第二の61の項に対応する別表第二省令第32条、別表第二の62の項に対応する別表第二省令第33条には、地方税関係情報の規定なし。	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 ※別表第二の29、71、115の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	事後	法令の改正による
令和3年9月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	1 住民税管理システム 2 固定資産税管理システム 3 軽自動車税管理システム 4 国民健康保険税管理システム 5 収滞納管理システム 6 宛名管理システム 7 申告受付管理システム 8 eLTAXシステム 9 団体内統合宛名システム 10 中間サーバー	1 住民税管理システム 2 固定資産税管理システム 3 軽自動車税管理システム 4 国民健康保険税管理システム 5 宛名管理システム 6 申告受付管理システム 7 地方税ポータルシステム 8 団体内統合宛名システム 9 中間サーバー	事後	修正
令和3年9月1日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	(1)住民税基本台帳ファイル(住民税管理システムDB) (2)固定資産税基本台帳ファイル(固定資産税管理システムDB) (3)軽自動車税基本台帳ファイル(軽自動車税管理システムDB) (4)国民健康保険税基本台帳ファイル(国民健康保険税管理システムDB) (5)税収滞納ファイル(収滞納管理システムDB) (6)申告情報管理ファイル(申告受付管理システムDB)	(1)住民税基本台帳ファイル(住民税管理システムDB) (2)固定資産税基本台帳ファイル(固定資産税管理システムDB) (3)軽自動車税基本台帳ファイル(軽自動車税管理システムDB) (4)国民健康保険税基本台帳ファイル(国民健康保険税管理システムDB) (5)申告情報管理ファイル(申告受付管理システムDB)	事後	修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠(一部)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 ※別表第二の29、71、115の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ※別表第二の29、71、102、115の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	事後	法令の改正による